

1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の認定		
根拠法令及び条項	予防接種法施行規則第二条の七から第二条の九		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
審査基準	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 別紙の予防接種法施行規則第二条の七から第二条の九の規定に適合することを基準とする。		
審査基準 設定年月日	平成25年1月30日	審査基準 最終変更年月 日	令和3年3月22日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請があった日から起算して30日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月 日	年 月 日
所管部署	健康部 健康増進課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

(長期にわたり療養を必要とする疾病)

第二条の七 [令第三条第二項](#)に規定する厚生労働省令で定めるものは、[次の各号](#)に掲げるものとする。

一 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病

二 白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病

三 その他のこれらに準ずると認められるもの

(特別の事情)

第二条の八 [令第三条第二項](#)に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

一 [前条](#)に規定する疾病にかかったこと(これによりやむを得ず定期の予防接種を受けることができなかつた場合に限る。)

二 臓器の移植術([臓器の移植に関する法律\(平成九年法律第百四号\)第一条](#)に規定する移植術をいう。)を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと(これによりやむを得ず定期の予防接種を受けることができなかつた場合に限る。)

三 [前二号](#)に掲げるもののほか、医学的知見に基づきこれらに準ずると認められるもの

四 災害、[令第三条第二項](#)に規定する特定疾病に係るワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由が発生したこと(これによりやむを得ず定期の予防接種を受けることができなかつた場合に限る。)

(特定疾病)

第二条の九 [令第三条第二項](#)に規定する厚生労働省令で定める特定疾病は、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、結核、Hib感染症及び肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)とし、[同項](#)に規定する厚生労働省令で定める年齢は、[次の表](#)の上欄に掲げる特定疾病ごとに、それぞれ[同表](#)の下欄に掲げる年齢とする。

特定疾病	年齢
ジフテリア	十五歳(予防接種実施規則(昭和三十三年厚生省令第二十七号)第九条及び第十条 の規定により沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン(以下この表において「四種混合ワクチン」という。)又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン(以下この表において「五種混合ワクチン」という。)を使用する場合に限る。)
百日せき	十五歳(予防接種実施規則第九条及び第十条 の規定により四種混合ワクチン又は五種混合ワクチンを使

別紙

	用する場合に限る。)
急性灰白髄炎	十五歳(予防接種実施規則第九条 及び 第十条 の規定により四種混合ワクチン又は五種混合ワクチンを使用する場合に限る。)
破傷風	十五歳(予防接種実施規則第九条 及び 第十条 の規定により四種混合ワクチン又は五種混合ワクチンを使用する場合に限る。)
結核	四歳
Hib 感染症	十歳(予防接種実施規則第九条 又は 第十条 の規定により五種混合ワクチンを使用する場合にあっては、十五歳)
肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)	六歳